

新設分割に係る事後備置書類

(会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条に定める書類)

2024 年 4 月 1 日

株式会社ピアラ

株式会社サイバースター

2024年4月1日

新設分割に係る事後開示事項

東京都渋谷区恵比寿4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー
株式会社ピアラ
代表取締役社長 飛鳥 貴雄

東京都渋谷区恵比寿4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー
株式会社サイバースター
代表取締役社長 飛鳥 貴雄

当社は、2024年2月22日付の新設分割計画書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、株式会社サイバースター（以下、「新会社」）を新たに設立し、当社のエンターテインメントDX事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下、「本新設分割」）を行いました。

本新設分割に関する会社法第811条第1項及び会社法施行規則第209条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 当社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求手続

本新設分割は会社法805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求をすることができる株主はおりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本新設分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

当社は、新会社に承継したすべての債務について重畳的債務引受を行うため、本新設分割後に当社に対して債務の履行を請求できない債権者は存在しませんので、会社法第 810 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 本新設分割により新会社が承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の定めるところにより、当社より、分割期日である 2024 年 4 月 1 日をもって、エンターテインメント DX 事業に属する資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項

該当すべき事項はありません。

以上